

令和8年4月採用 会計年度任用職員（幼児教育職：早延長保育パートタイム）の募集について
(園勤務 週3日または週2日 3.5時間)

長浜市では、早延長保育担当職員として勤務いただける会計年度任用職員を募集しています。

- 募集人員 若干名
- 勤務場所 市内いずれかの市立保育所・認定こども園
※資格等により勤務場所は異なります。(応募する人が勤務場所を指定することはできません)
※異動により勤務場所が変わる可能性があります。
- 業務内容 早朝・延長時間の園児の保育
- 資格等 下記①から③のいずれかに該当する人

	必要な資格等	備考
①	保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得している人	<ul style="list-style-type: none">・保育士登録が済んでいること・教員免許状が失効している場合は、再授与手続きを行い、「教員免許状」の発行を受けていること。(再授与手続きがまだの場合、令和9年3月31日までに手続きを行うこと。期日までに取得できない場合、雇用期間は当該期日を越えて更新しません)
②	保育士資格を取得している人で、令和12年3月31日までに幼稚園教諭免許を取得できる人	<ul style="list-style-type: none">・保育士登録が済んでいること・令和12年3月31日までに幼稚園教諭免許を取得すること(期日までに取得できない場合、雇用期間は当該期日を越えて更新しません)
③	幼稚園教諭免許を取得している人で、令和12年3月31日までに保育士登録ができる人	<ul style="list-style-type: none">・教員免許状が失効している場合は、再授与手続きを終え「教員免許状」の発行を受けていること・令和12年3月31日までに保育士登録をすること(期日までに登録できない場合、雇用期間は当該期日を越えて更新しません)

勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務日	月～土曜日のうち週3日または2日勤務
勤務時間	早朝保育 ①午前7時15分から午前10時45分まで または 延長保育 ②午後15時15分から午後6時45分まで (1日 3.5時間勤務)
休日	日曜日・祝日・その他週あたり1日 年末・年始(12月29日から翌年1月3日)
休暇	年次休暇 あり ※任用開始時に付与 (付与日数は採用月数により異なります) 特別休暇 あり ※夏季・結婚・忌引休暇等
報酬	日額 4,540円から5,222円(経験年数による)
通勤費	あり (通勤方法・距離により異なります) ※採用日が月途中になる場合は翌月から支給
その他	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務に係る報酬などが支給されます
保険等	労災保険
サービス	地方公務員法の規定する服務の規定が適用されます。

□ 条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

□ 受験資格

地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

□ 申込方法

- ・長浜公共職業安定所（0749-62-2030）または教育委員会幼児課（0749-65-8607）までお申ください。

□ 試験

面接試験

日 時：随時

場 所：長浜市役所本庁舎 5階

* 当日、受付後に簡単な志望調書の作成を依頼します。

持ち物：①～③共通（応募資格を参照してください）

履歴書（顔写真貼付）、筆記用具

①の人は共通分に加えて、保育士証の写し、幼稚園教諭免許状の写し（再授与をされた人は、再授与後の教員免許状の写し）

②の人は共通分に加えて、保育士証の写し

③の人は共通分に加えて、幼稚園教諭免許状の写し（再授与をされた人は、再授与後の教員免許状の写し）

□ 問い合わせ先

長浜市教育委員会 幼児課

電話 0749-65-8607（直通）

住所 〒526-8501 長浜市八幡東町 632